

平成 26 年 9 月 8 日
岩手労働局発表

岩手労働局労働基準部監督課
(担当) 課長 たかはしかずみつ 高橋嘉寿満
主任監察監督官 内藤淳一
(電話) 019-604-3006

「死亡労働災害防止強化期間」における重点監督の結果について

～ 重点監督を実施した約 80%の事業場で労働安全衛生法違反を指摘 ～

岩手労働局管内では 4 年連続して労働災害が増加していることに加え、本年 4 月末現在で死亡者数が 13 人（昨年同期 3 人）と極めて憂慮すべき状況であったことから、本年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの間を「死亡労働災害防止強化期間」として設定し、管下の労働基準監督署では、建設工事現場や製造業等の事業場に対して立入調査を実施するという労働安全衛生管理に関する重点的な監督指導を実施しました。

1 監督指導結果の詳細は、別添 1「建設工事現場に対する監督指導結果の概要」及び別添 2「製造業等の事業場に対する監督指導結果の概要」のとおり、

(1) 建設工事現場については、監督指導を実施した 217 現場のうち、167 現場（違反率 77.0%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められ、

(2) 製造業等の事業場については、監督指導を実施した 103 事業場のうち、88 事業場（違反率 85.4%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められ、

その是正指導を行ったところです。

2 建設工事現場における主要事項別の違反状況は、①墜落防止措置に係る違反 120 現場、②元方事業者の講ずべき措置に係る違反 78 現場、③建設機械災害防止措置に係る違反 32 現場などとなっており、とりわけ重篤な労働災害（墜落災害）となりやすい墜落防止措置に係る違反が多いことから、墜落防止対策の徹底とともに、元請事業者として安全管理を徹底する必要があるところです。

3 製造業等の事業場における主要事項別の違反状況は、①機械災害防止措置に係る違反 55 事業場、②健康診断に係る違反 23 事業場、③安全衛生管理体制に係る違反 21 事業場、④作業主任者の選任等に係る違反 14 事業場などとなっており、とりわけ、重篤な労働災害（挟まれ・巻き込まれ災害）となりやすい機械災害防止措置に係る違反が多いことから、事業者は、保有する機械設備の安全化と安全装置の有効保持が必要となっています。

4 岩手労働局では、県内の労働災害が増加していることから、引き続き主要労働災害防止団体、岩手経済 4 団体及び連合岩手などにも労働災害防止の徹底に関する協

力要請（※）を行うなど、労使が協働して安心して働ける職場環境作りの取組を促すとともに、安全管理上問題があると懸念される事業場に対して、的確な監督指導を実施するほか、重大かつ悪質な事案については司法処分も含め厳正に対処することにより、労働災害の増加の歯止めを図ることとしております。

（※）第2回死亡労働災害防止推進会議の開催

日 時：平成26年9月9日（火）13時30分～14時30分

場 所：盛岡第2合同庁舎3階共用会議室（盛岡市盛岡駅西通1-19-15）

参加者：〈労働災害防止団体〉

公益財団法人岩手労働基準協会

建設業労働災害防止協会岩手県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会岩手支部

一般社団法人日本砕石協会岩手県支部

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所

岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

〈経済団体〉

一般社団法人岩手県経営者協会

岩手県中小企業団体中央会

岩手県商工会議所連合会

岩手県商工会連合会

〈労働組合〉

日本労働組合総連合会岩手県連合会

建設工事現場に対する監督指導結果の概要

1 監督指導の実施状況

建設工事業者 217 現場に対して監督指導を実施した結果、167 現場（違反率 77.0%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を 35 現場に対して行いました。（表 1 参照）

表 1 監督指導実施結果

監督実施現場数	217
違反現場数	167
違反率	77.0%
使用停止等命令交付現場数	35

2 主要事項別の違反状況

主要事項別にみると、多い順に、①墜落防止措置に係る違反 120 現場（違反率 55.3%）、②元方事業者の講ずべき措置に係る違反 78 現場（違反率 35.9%）、③建設機械災害防止措置に係る違反 32 現場（違反率 14.7%）、④作業主任者の選任等に係る違反 20 現場（違反率 9.2%）などとなっており、とりわけ重篤な災害（墜落災害）となりやすい墜落防止措置に係る違反が多い状況となっております。（表 2 参照）

表 2 主要事項別違反状況

主要項目	違反現場数	違反率
墜落防止措置	120	55.3%
元方事業者の講ずべき措置	78	35.9%
建設機械災害防止措置	32	14.7%
作業主任者の選任等	20	9.2%
その他	70	32.3%

※主要事項別違反現場数は 1 つの現場で複数の違反があるため、表 1 における違反現場数とは一致しない。

3 工事別の違反状況

監督指導を実施した土木工事現場 52 現場のうち、30 現場（違反率 57.7%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められ、このうち、3 現場に対して使用停止等命令を行いました。

また、建築工事現場 144 現場のうち、121 現場（違反率 84.0%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められ、このうち、32 現場に対して使用停止等命令を行いました。（表 3 参照）

表3 工事別違反状況

区分	監督実施現場数	違反現場数	使用停止等命令交付現場数	違反率
土木工事	52	30	3	57.7%
建築工事	144	121	32	84.0%
その他工事	21	16	0	76.2%
合計	217	167	35	77.0%

4 発注者別の違反状況

監督指導を実施した公共工事現場 71 現場のうち、46 現場（違反率 64.8%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められ、このうち、5 現場に対して使用停止等命令を行いました。

また、民間発注の工事現場 146 現場のうち、121 現場（違反率 82.9%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められ、このうち、30 現場に対して使用停止等命令を行いました。（表4参照）

表4 発注者別監督実施状況

	区分	監督実施現場数	違反現場数	使用停止等命令交付現場数	違反率
国 県 市 町 村	土木工事	49	30	3	61.2%
	建築工事	16	12	2	75.0%
	その他工事	6	4	0	66.7%
	合計	71	46	5	64.8%
民間	土木工事	3	0	0	0.0%
	建築工事	128	109	30	85.2%
	その他工事	15	12	0	80.0%
	合計	146	121	30	82.9%

5 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表5参照)

表5 主な違反事例

事 項	主な違反事例
墜 落 防 止 措 置	<ul style="list-style-type: none">・ 足場における高さ2メートル以上の作業場所には、手すり、中さん等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等の墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。
元方事業者の講ずべき措 置	<ul style="list-style-type: none">・ 元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
建設機械災害防止措置	<ul style="list-style-type: none">・ 車両系建設機械(バックホウなど)又は移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定め、当該作業計画により作業を行わせなければならないが、これを怠っていたこと。・ 車両系建設機械又は移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械又は移動式クレーンに労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置等を講じるか、誘導者を配置しなければならないが、これを怠っていたこと。
作業主任者の選任等	<ul style="list-style-type: none">・ 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業(※)を行う場合には、作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項(作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況の監視等)を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知をするとともに、その者に労働者の指揮等を行わせなければならないが、これを怠っていたこと。 <p>(※) 高さが5メートル以上の木造建築物の組立て作業、高さ5メートル以上の足場の組立て等の作業等</p>

そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 機械の安全装置等の有効保持 法令に基づき安全装置が設けられた機械（丸のこ盤の歯の接触予防装置など）については、安全装置が有効な常態で使用されるよう点検及び整備を行わなければならないが、これを怠っていたこと。・ 通路の安全保持 作業場に通じる場所及び作業場内には労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠っていたこと。・ はしごの転位防止 作業で使用するはしごについては、転位を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。
-------	---

製造業等の事業場に対する監督指導結果の概要

1 監督指導の実施状況

製造業等の事業場 103 事業場に対して監督指導を実施した結果、88 事業場（違反率 85.4%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な作業の停止や危険な機械の使用停止といった使用停止等命令を 19 事業場に対して行いました。（表 1 参照）

表 1 監督指導実施結果

監督実施事業場数	103
違反事業場数	88
違反率	85.4%
使用停止等命令交付事業場数	19

2 主要事項別の違反状況

主要事項別にみると、多い順に、①機械災害防止措置に係る違反 55 事業場（違反率 53.4%）、②健康診断に係る違反 23 事業場（違反率 22.3%）、③安全衛生管理体制に係る違反 21 事業場（20.4%）、④作業主任者の選任等に係る違反 14 事業場（違反率 13.6%）、⑤墜落防止措置に係る違反 8 事業場（違反率 7.8%）などとなっており、とりわけ重篤な災害（はさまれ・巻き込まれ災害）となりやすい機械災害防止措置に係る違反が多い状況となっております。（表 2 参照）

表 2 主要事項別違反状況

主要項目	違反事業場数	違反率
機械災害防止措置	55	53.4%
安全装置等関係	26	25.2%
定期検査関係	20	19.4%
荷役運搬機械関係	17	16.5%
作業手順関係	19	18.4%
健康診断	23	22.3%
安全衛生管理体制	21	20.4%
作業主任者の選任等	14	13.6%
墜落防止措置	8	7.8%
就業制限	2	1.9%
その他	40	38.8%

※主要事項別違反事業場数は 1 つの事業場で複数の違反があるため、表 1 における違反事業場数とは一致しない。

3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表3参照)

表3 主な違反事例

事 項	主な違反事例
一般機械災害防止措置	
安全装置等関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械の労働者に危険を及ぼす恐れのある部分については、覆い、囲い等を設けなければならないが、これを怠っていたこと。 (※) 機械の回転する部分、加工する部分等
定期検査関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動力プレス機械、フォークリフト、クレーン等については、1年以内に1回の定期自主検査を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
荷役運搬機械関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定め、当該作業計画により作業を行わせなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を用いて作業を行う場合には、運転中の車両系荷役運搬機械に労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置等を講じるか、誘導者を配置しなければならないが、これを怠っていたこと。
作業手順関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械の掃除、検査、修理等を行う場合には、当該機械を停止しなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 法令に基づき安全装置が設けられた機械については、安全装置が有効な状態で使用されるよう点検及び整備を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回（深夜業に常時従事する労働者は6か月以内に1回）、定期的に健康診断を実施しなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 健康診断の結果、有所見が認められた場合には、当該労働者の健康を保持するための必要な措置について、医師の意見を聴かななければならないが、これを怠っていたこと。

<p>安全衛生管理体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する労働者が50人以上の事業場においては、安全管理者を選任し、その者に安全に係る事項を管理させなければならないが、これを怠っていたこと。 (※) 10人以上50人未満は、安全衛生推進者の選任 ・ 常時使用する労働者が50人以上の事業場においては、安全委員会及び衛生委員会を開催し、労働災害防止対策等について調査審議を行わなければならないが、これを怠っていたこと。 (※) 安全委員会については、常時使用する労働者が100人以上とされている業種がある。
<p>作業主任者の選任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業(※)を行う場合には、作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮等を行わせなければならないが、これを怠っていたこと。 (※) 特定の有機溶剤や化学物質を取り扱う作業、高さが2メートル以上となる荷の積み下ろし作業、5台以上の木材加工用機械又は動力プレス機械を使用する等の作業等
<p>墜落防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等の墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠ったこと。
<p>就業制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務に就かせるときは運転資格を有する者を就かせなければならないが、これを怠っていたこと。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼吸用保護具の着用 粉じんの発生する作業においては、呼吸用保護具(マスク)を使用させなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 通路の安全保持 作業場に通ずる場所及び作業場内には労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効保持しなければならないが、これを怠っていたこと。